

# 小布施町中学生地域クラブ規約

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この小布施町中学生地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）は、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。
- 2 地域クラブの活動は、小布施町の「小布施町中学生地域クラブガイドライン」、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を踏まえたものとする。

### (活動の種類)

- 第2条 地域クラブは前条の目的を達成するために中学生のスポーツ・文化芸術活動を支援する活動を行い次の事業を実施する。
- (1) 休日及び平日の中学生のスポーツ・文化芸術活動を支援する活動
  - (2) 中学生のスポーツ・文化芸術活動を親しむ活動を支援する活動
  - (3) 地域と子どもたちの交流を支援する活動
  - (4) 指導者の資質向上に資する事業

## 第2章 会員

### (会員)

- 第3条 地域クラブの会員は第1条の目的に賛同するものとする。

### (入会手続き)

- 第4条 会員として入会しようとする者は、小布施町中学生地域クラブ加入申込書（様式1）を事務局に提出し承認を得るものとする。

### (会費)

- 第5条 会員は入会時に入会金を、また適时会費を納入しなければならない。
- 第6条 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。

### (退会)

- 第7条 会員は小布施町中学生地域クラブ退会届（様式2）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

### (除名)

- 第8条 会員が地域クラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは運営委員会の決議を経て除名することができる。

## 第3章 組織

### (役員等)

- 第9条 地域クラブには、次の役職の者を置き、顧問は小布施町長とする。
- (1) 会長
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 運営委員 必要な人数

(4) 事務局（コーディネーター）

2 地域クラブに必要な応じて相談役を置くことができる。相談役は、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第10条 会長は地域クラブを代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 運営委員は地域クラブの会務を分担する。

4 事務局は事務を統括する。

（役員の選任）

第11条 会長は小布施町教育長が務める。

2 副会長は、会長が委嘱する。

3 運営委員は各種目クラブの代表責任者で構成する。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないものとする。

## 第4章 会議

（会議）

第13条 地域クラブに次の会議を置く。

(1) 総会及び臨時総会

(2) 運営委員会

(3) 保護者会（種目クラブ毎）

（総会）

第14条 総会は地域クラブの最高議決機関とする。

2 総会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。

3 総会は次に掲げる事項について審議し議決する。

(1) 地域クラブの基本方針等に関わること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び報告に関すること。

(4) 役員に関すること。

(5) その他、地域クラブの運営に関し重要な事項。

4 総会は役員及び各種目クラブの代表責任者、代表指導者、保護者会長で構成する。

5 総会は過半数の出席をもって成立する（委任状を含む）。

6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（臨時総会）

第15条 地域クラブの臨時総会は運営委員会若しくは会員の過半数の要請があった場合に開催する。

（運営委員会）

第16条 運営委員会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。

2 運営委員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成す

るためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。

- 3 運営委員会は各種目クラブの活動を把握し、第1条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 運営委員会は、役員をもって構成する。
- 5 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(保護者会)

第17条 保護者会は、各種目クラブに設置し加入者の全保護者で構成する。

- 2 大会や練習試合、遠征などでの会員の移動手段は、責任と移動手段について保護者会に一任する。
- 3 各種目クラブに関わる運営経費の徴収については、保護者会で協議する。

第18条 保護者会に、次の役職を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 必要な人数

第19条 保護者会の開催等に際しては、新たに1年生の会員が加入する4月や3年生の会員が多く退会し体制が新しくなる時期に保護者会の開催を原則とし、その他必要に応じて開催する。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 地域クラブの事務局は小布施町教育委員会に置き、事務局が地域クラブ運営の任に当たる。

## 第6章 各種目クラブの運営について

(活動)

第21条 種目クラブの活動は、小布施町の「小布施町中学生地域クラブガイドライン」及び「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を踏まえたものとする。

(施設の利用)

第22条 活動場所については、各種目クラブが規定の方法で小布施町教育委員会へ申請をし、許可を得て使用する。施設設備、用具等の安全点検を行うとともに、指導者が活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

(指導者)

第23条 指導者は、「小布施町中学生地域クラブ指導者」であり、生徒が生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう指導に当たる。また、別に定める小布施町中学生地域クラブ指導者規程を遵守し、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。会長及び事務局は、指導者に対して指導・監督を行う。

(登録手続き)

第24条 指導者として登録しようとする者は、小布施町中学生地域クラブ指導者登録申請書(様式3)を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(教職員及び公務員の兼職兼業)

第25条 専門的な知識や技量があり、かつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員又は公務員は、その者の服務を監督する教育委員会又は任命権者の許可を得、前条の手続き等を経た後、指導者になることができる。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 会員は地域クラブの活動に際しては地域クラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こっても地域クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員・指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

- 2 地域クラブはスポーツ安全保険の対象範囲のみ対応するものとする。
- 3 保険未加入のボランティアメンバーの活動中の事故については、地域クラブは一切の責任を負わない。

## 第8章 個人情報の管理

(個人情報)

第28条 地域クラブが知り得た個人情報は地域クラブ運営のみに使用し情報の管理を徹底する。

## 第9章 規則・細則

(その他)

第29条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則・細則は総会又は運営委員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略